

要 望 書

令和 3 年 1 0 月 2 9 日

千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会
委員 伊東 秀彦

第 1 要望の趣旨

千葉県犯罪被害者等支援推進計画策定にあたり、犯罪被害者等支援に関する具体的施策として、下記の損害回復・経済的支援に関する各施策を盛り込んだ上、計画期間の 5 年間で検討するよう要望する。

記

- ①犯罪被害者等に対して実施する法律相談費用助成
- ②犯罪被害者等に対する見舞金支給

第 2 要望の具体的内容

1 犯罪被害者等に対して実施する法律相談費用助成

(1) 趣旨

法律専門家による支援を受けるべき場合であっても、費用負担を懸念して犯罪被害者等が法律相談を躊躇することがあり、早期の適切な支援が妨げられかねない。

既に東京都及び神奈川県等においては相談費用の支援が行われているところであり、千葉県においても、犯罪被害者等が安心して早期に法律相談を受けて法律専門家の支援を受けられるようにすべく、特化条例の施行に伴い、現在の「性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援」に加え、犯罪被害者等に対して実施する法律相談費用助成制度を骨子素案に盛り込むべきである。

(2) 東京都における施策

東京都で実施している具体的施策は以下のとおりである。

ア 概要

殺人、傷害、性犯罪等の被害者及びその親族が被害後に直面する捜査手続や裁判手続等の法律問題について、必要に応じて面接による相談を受けることができる。

イ 助成内容

被害者等は最大で1時間30分まで無料で面接による弁護士の法律相談を受けることができる。

また、東京都は、相談担当弁護士に対し、所定の法律相談費用を支払う。

(3) 神奈川県における施策

神奈川県で実施している具体的施策は以下のとおりである。

ア 概要

犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題について、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施する。また、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じて柔軟に対応する。

イ 助成内容

被害者等は2回まで無料で面接による弁護士の法律相談を受けることができる。

また、神奈川県は、相談担当弁護士に対し、所定の法律相談費用を支払う。

(4) 千葉県において盛り込むべき具体的施策

ア 助成内容

東京都と同様に、殺人、傷害、性犯罪等の被害者及びその親族が被害後に直面する捜査手続や裁判手続等の法律問題について、無料で面接による弁護士の法律相談を受けることができることとし、被害者等に対する法律相談を実施した弁護士は、千葉県知事に対し、1件につき10000円（税抜）を上限として、法律相談費用助成金の申請をすることができることとすべきである。

イ 具体的なスキーム

例えば、以下のようなスキームが考えられる。

- ① 千葉県における現行の性犯罪・性暴力に関するワンストップ

プ支援センター事業と同様に、相談を実施した弁護士に対してCVSが相談料を支払い、CVSが県に対して助成金を申請するスキーム（現行のワンストップ支援センター事業の対象犯罪を性犯罪・性暴力以外にも拡大するイメージ）

② 相談を行った個々の弁護士が、直接、千葉県知事に対して助成金を申請するスキーム

③ ①と②の併用。

2 犯罪被害者等に対する見舞金支給

(1) 趣旨

被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図るためには見舞金の支給が必要である。

犯罪被害者等に対する見舞金請求制度は、特化条例が存在する都県の多くで広く実施されており、千葉県においても他の都県と遜色ない支援を実現するため、同制度を骨子素案に盛り込むべきである。

(2) 全国の都道府県における実施状況

犯罪被害者等支援条例ないし支援推進計画に基づき犯罪被害者等に対する見舞金制度を実施している都県及びその具体的施策は下表のとおりである。

都道府県	見舞金額等		
	死亡	傷害	その他
東京都	30万円	10万円（医療機関での治療期間1ヶ月以上かつ通算3日以上入院）	
福井県	60万円（資力要件あり）	20万円（医師の診断により療養期間1ヶ月以上かつ入院3日以上その他資力要件等あり）	
岐阜県	犯罪被害により親等を亡くした遺児に年1回 激励金を支給 小学生以下 1万5千円 中学生 2万円 高校生等 2万5千円		

愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族見舞金 上限60万円 ・遺児支援金 犯罪被害により親等を亡くした遺児に年1回支援金を支給 小学生以下1万5千円 中学生 2万円 高校生等 2万5千円 	重傷病見舞金 上限20万円	精神療養見舞金 上限5万円
三重県	60万円	20万円（医師の診断により療養期間1ヶ月以上かつ入院3日以上）	精神療養見舞金 5万円（医師の診断により療養期間3ヶ月以上かつ3日以上労務に服することができないもの（その他給付要件あり））
香川県	50万円	20万円（医師の診断により療養期間1ヶ月以上かつ入院3日以上）	
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（所得制限等あり） ・生活資金の補助 遺族：上限30万円 （犯罪被害からの心身の回復のために必要と認められる生活資金） 	重傷病：上限10万円（医師の診断により、療養期間1ヶ月以上かつ通算3日以上入院。精神的な疾病は3日以上労務不能）	性犯罪被害 上限10万円
熊本県	60万円	30万円（医師の診断により治療期間1ヶ月以上かつ入院3日以上）	

(3) 千葉県において盛り込むべき具体的施策

上記の施策の状況からすれば、千葉県においても、①被害者死亡時30万円～60万円程度の見舞金支給、②医師の診断により療養期間1ヶ月以上かつ入院3日以上等の要件で10万円～30万円程度の見舞金支給という施策が盛り込まれるべきである。

以上